

原子力災害対策特別措置法等 について

科学技術庁
原子力安全・防災対策室補佐
柳 孝
やなぎ たかし

平成一二年七月一日から、原災法については公布の日から六月を超えない範囲で政令で定める日から施行することとされている。

三 両法律の概要

1 炉規法の一部改正法のポイント

(1) 加工事業に対する施設の保安対策の強化

今回の事故は、近年核燃料物質の加工事業の形態が変化してきているにもかかわらず、他の主な原子力施設と異なり、国による施設の性能に関する検査が義務付けられていなかった加工施設において発生したものであることから、加工施設の使用前にその性能についても検査する（一六条の三）とともに、使用開始後も、国による毎年一回の施設定期検査を義務付ける（一六条の五）こと等により、その保安対策を強化することとした。

(2) 原子力施設における運転管理状況等に関するチェックの徹底

今回の事故は、国の許認可を得た設備及び方法による作業とは全く異

の強化、原因者である原子力事業者の責務の明確化等といった課題が顕在化した。

このような現状にかんがみ、第一四六回国会において、原子力の安全対策に万全を期すため「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「炉規法」といふ）を一部改正するとともに、原子力災害対策の抜本的な強化に必要な特別の措置を講ずるため「原子力災害対策特別措置法」（以下「原災法」といふ）が制定された。

二 炉規法の一部改正法及び原災法の制定経緯

JCO事故直後、原子力安全についての規制体系全体を見直すとともに、原子力災害対策の抜本的強化のための法的枠組みの構築に向け、科

一 はじめに

平成一一年九月三〇日に発生した株式会社JCOのウラン加工施設における臨界事故は、安全確保を大前提に原子力の開発利用を進めてきた我が国にとって、初めて住民の避難や屋内退避が要請され、これまでの原子力安全規制に対する信頼を損なう極めて重大な事故であった。今回の事故により、安全規制については、義務をかけるのみではなく継続的なチェックによる厳しい緊張感が必要であること、また、原子力防災については、これまで災害対策基本法の枠組みの下で所要の取り組みを行ってきたところであったが、迅速な初期動作の確保、国と地方公共団体との有機的な連携、原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制

なるものであったことが直接的な原因であり、このような問題のある運転管理の実態等を見逃ごしてきた国の規制、いわばチェックのあり方が問われた。これまでの法的枠組みにおいて、行政庁は必要に応じて立入検査が行える（六八条）こととなっていたが、何らかの問題が顕在化するまで行われず、運転管理状況等について任意の調査で対応することが通常となっていた。また、JCO

に対しては、平成五年度以降には当該調査すら行われていない状況であった。これは、原子力事業者及び国における緊張感を欠くような事態を惹起しやうい状況であったと考えられる。

このようなことから、運転管理といたつソフト面についても施設設備と同様に、遵守すべき基準等を示すのみならず継続的なチェックを行うことにより緊張感が保たれるよう、災害防止の観点から原子力施設の運転や放射性物質の管理等について原子力事業者が定めるべき保安規定について、その遵守状況に関する検査を定期的に行う（二条五、八項、二二条五・六項、三七条五・六項等）こととし、これを実効性あるものと

するため、従来の原子力施設検査官制度に加え、新たに原子力保安検査官制度を創設する（六七条の二）こととした。

(3) 現場における安全文化の高揚

JCOにおいては、国の許認可を受けた作業手順とは異なる手順書が品質保証部門の審査や製造部門の承認（ただし、安全管理部門は未審査）を経て発行されていたこと、また、今回事故を起こした作業員は、臨界（中性子による原子核分裂の連鎖反応が起きている状態）に対する十分な知識や認識がなかったため、その危険を予知することもままに作業が行われていたことが明らかとなっている。いわば、原子力の安全問題について、その重要性に相応しい注意が最優先で払われるようにするための組織と個人が備えるべき一連の気風や気質である「安全文化」の風化を招いていたと考えられる。

このようなことから、保安規定に関し核燃料物質の取扱い等に関する保安教育を従業者に対して行う義務を明確化するとともに、解雇等不利益な取扱いを禁ずることにより、原子力事業者による炉規法令違反の事実を従業者が国に対して安心して申

告することができる制度を創設する（六六条の二）こととした。

2 原災法のポイント

(1) 原子力災害の特殊性と本法の目的

原子力災害は、五感に感じることなく被害を受ける可能性があり、適切な対応を行うためには専門的な知見や特別な装備が求められるといった特殊性があることから、国が果たすべき役割と責任については、自然災害と比較して大きいと考えられる。また、具体的な措置に際しては、事故の原因者であり、事故が発生した施設について熟知する原子力事業者の責任ある対応が必要であることも特徴である。

このような認識の下、原災法は、前述の顕在化した課題の解消に向けて、災害対策基本法の特別法として、原子力災害予防に関する原子力事業者の義務、政府の原子力災害対策本部の設置等について特別の措置を講ずることにより、原子力災害対策の強化を図り、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的（一条）として制定された。

(2) 迅速な初期動作の確保

適切な初期動作を確保するために、迅速に正確な情報を把握することが必要であることから、一定の事象が生じた場合の通報を原子力事業者に義務付ける（一〇条一項）とともに、罰則によりその履行を担保することとした。また、通報を受けた主務大臣は、原子力防災専門官や原子力事業者に対する指示、専門的知識を有する職員の派遣等といった初期動作を開始し、事象の推移に応じ、予め定められた異常な事態に至った場合には、直ちに内閣総理大臣に報告（二五条一項）し、内閣総理大臣は直ちに原子力緊急事態宣言を発出する（同条二項）とともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する（二六条）こととしている。

いわば、通報や原子力緊急事態宣言の発出に係る基準を予め明確にするとともに、当該宣言が発出された場合には、災害対策基本法と異なり、政府の対策本部及び現地対策本部を必ず設置することとすることにより、緊急時における初期動作に係る判断要素を極力排除することとし、迅速な対応が図れるよう期した

災害対策基本法と原災法との主な枠組みの相違

	災害対策基本法	原子力災害対策特別措置法
事故災害の原因者	特段の規定なし	原子力事業者の責務及び具体的義務を規定
防災訓練	それぞれ又は共同して行う防災訓練を義務付け	共同して行う防災訓練を主務大臣が作成する計画に基づき実施する旨を規定
政府の対策本部	非常災害対策本部の任意的設置(国務大臣が本部長) 緊急災害対策本部の任意的設置(総理が本部長)	原子力災害対策本部の必要的設置(総理が本部長)
本部長の権限	(非常災害対策本部) 地方公共団体の長、指定公共機関等への指示 (緊急災害対策本部) 関係指定行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関等への指示	関係指定行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関、原子力事業者等への指示 自衛隊の部隊等の派遣要請 原子力安全委員会に対する技術的事項についての助言の要求等
政府の現地対策本部	任意的設置	必要的設置
地方公共団体の本部	任意的設置	原子力緊急事態宣言があったときは、必要的設置
その他		主務大臣が緊急事態応急対策拠点施設を指定現地に原子力災害合同対策協議会を組織し、原子力防災専門官を配置

ものである。

(3) 国と地方公共団体との有機的な連携の確保

原災法においては、国と地方公共団体との連携強化を図るため、原子力防災に関する知識や経験を有する国の原子力防災専門官(三〇条)が平時より原子力事業所の所在する地域に駐在し、緊急時はもとより、日

頃より原子力事業者に対する指導や地方公共団体と連携した活動を行うこととするほか、前述の通報があった場合には、要請に応じて専門的な知識を有する職員を地方公共団体に派遣する(二〇条二項)こととする。また、原子力緊急事態が発生した際には、国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、情報の共有

や緊急事態応急対策の実施について相互に協力するため、主務大臣が予め指定する必要な機能を備えた場所(二二条)に原子力災害合同対策協議会を組織する(二三条)こととし、円滑な協力体制を構築することとしている。

また、国が定める計画に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等関係者が共同して実践的な防災訓練を実施する(二三条)こととしており、また、原子力安全委員会による資料や情報の提供などといった都道府県防災会議や市町村防災会議に対する協力を明確化(二八条一項)しており、これらを通じて日頃から連携が図られることとなる。

さらに、原子力事業者に課した義務の履行については、地方公共団体においても必要に応じて適切にチェックできるよう、主務大臣のみならず、関係地方公共団体についても原子力事業者に対する報告徴収や立入検査が行えるよう措置(三一条・三二条)している。

なお、原災法は、原子力災害の特殊性にかんがみ国による積極的な対応を図ることとしているものであるが、防災に関する地方公共団体の役

割を何ら減じているものではなく、地方公共団体は、これまでと同様に、現地の状況を直接把握できる立場から、国の指示を待たずに迅速に住民に対して必要な指示等を行うことが可能な枠組みとなっている。この場合にも、原子力防災専門官による専門的なアドバイス等により、国が積極的に地方公共団体を支援することとなっている。

(4) 国の緊急時対応体制の強化

緊急時に国が実効的に対応するため、政府の原子力災害対策本部長に対して、関係行政機関、地方公共団体、原子力事業者等に対して必要な指示を行うといった強力な権限を付与する(二〇条三項)とともに、緊急事態応急対策の実施に関して自衛隊派遣の要請権限を付与する(同条四項)こととし、国としての対応体制の強化を図ることとしている。また、原子力災害対策本部長の主要な権限が委任される現地対策本部長は、現地における実質的な責任者として、関係機関に対する調整や指示を行い、原子力事業者、原子力の専門家、派遣された自衛隊、警察、消防、医療チーム等が連携を取りつつ、総力を挙げて緊急事態応急対策

が実施されることを期している。

さらに、緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項については、原子力災害対策本部長に対する原子力安全委員会の助言等を明確に位置付ける(同条六項)とともに、機動的に対応し得る専門家として同委員会に緊急事態応急対策調査委員を設ける(附則八条)ことにより一層の体制強化を図ることとしている。

(5) 原子力事業者の責務の明確化

原災法においては、その目的を達成するため原子力事業者に対し、原子力災害の発生や拡大の防止等に必要業務が的確に行われるよう原子力事業者防災業務計画の作成(七条)を義務付けるとともに、当該業務を行うために必要な要員及び資機材を備えた原子力防災組織の設置(八条・一一条二項)や原子力事業所ごとに原子力防災管理者等を選任しなければならない(九条)こととしているほか、関係者への通報を確実にするための放射線測定設備の設置(二一条一項)やその数値の記録・公表(同条七項)を義務付けている。

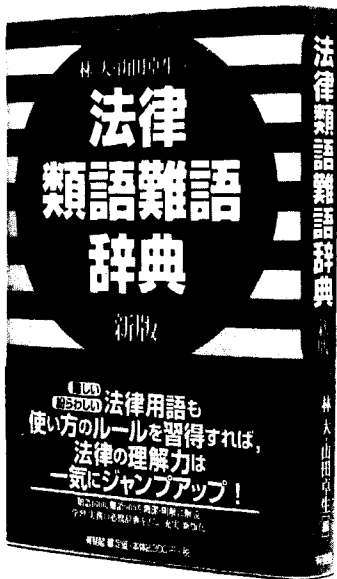
なお、これらの義務履行により、原子力事業者の防災対策が適切に確保されるものと考えられるが、仮

に、当該義務が遵守されない場合には、適切な状態が確保されるよう主務大臣が原子力事業者に対して措置命令を行うこととしており、万が一、当該命令にさえ従わない場合には、罰則を科す(四〇条)とともに、事業許可の取消し等が行えるよう措置(炉規法二〇条二項一七号等)されている。



有斐閣

101-0051 東京都千代田区神田神保町2-17
Tel : 03-3265-6811 Fax : 03-3262-8035
<http://www.yuhikaku.co.jp/> (表示価格は税別)



法律の類似語と難語を精選し簡潔に解説!
法律類語難語辞典新版
林 大・山田卓生編 四六判上製カバ付 三〇八頁
●三三〇〇円

■総項目数約二五〇〇項目
「類語」約一六〇〇語／「難語」約九〇〇語

法律に出てくる紛らわしい言葉や難しい言葉を正確に理解し、誤解や錯覚を避けるために、「法律用語」の用い方のルールを知ることが大切である。法律の学習、実際の研究や日常の実務に役立つ便利な辞典。法令に出てくるものを中心に学術用語も収録。前半の「類語の部」で「あいいうえお」順に約一六〇〇語を、後半の「難語の部」で約九〇〇語を総画順に分かりやすく簡潔に解説。旧法令からも収録しているので、判例集を読み引用するのにも大変便利。「難語」には「シフトJ」Sコード」を付けてワープロ使用にも便宜を図っている。